

許可番号 03210031416

産業廃棄物収集運搬業許可証

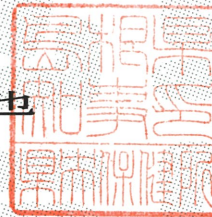
住所 大田市鳥井町鳥越413番地14

名称 株式会社 山崎組

代表取締役 山崎 宏隆

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和2年7月31日

許可の有効年月日 令和7年7月30日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含む 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鋳さい、がれき類、家畜ふん尿、家畜の死体、はいじん 以上17品目、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有はいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面に記載のとおり

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成7年7月31日新規許可
- 取り扱う産業廃棄物の種類の追加により平成15年3月31日変更許可
- 令和2年7月2日更新許可
- 名称及び代表者の変更により令和3年4月20日書換え交付
- 積替え・保管場所の変更により令和3年9月1日書換え交付
- 住所の変更により令和4年2月4日書換え交付

5. 積替え許可の有無

有・無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

※ 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 積替え・保管場所

- ・所在地：大田市鳥井町鳥越4 1 3 番地 1 4
- ・面積：2 4 m²
- ・産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 ガラスくず等 がれき類 以上3品目、石綿含有産業廃棄物であるものを含み水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く
- ・積替えのための保管上限：1 0. 6 m³

(2) 積替え・保管場所

- ・所在地：大田市鳥井町鳥越4 1 3 番地 1 4
- ・面積：6 m²
- ・産業廃棄物の種類：金属くず、ガラスくず等 以上2品目、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く
- ・積替えのための保管上限：4 m³

